

指定納付受託者についての告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、地方自治法231条の2の3第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和6年（2024年）3月29日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸

記

1 指定納付受託者の指定について

	指定納付受託者	所在地	指定日	納付させる歳入
1	三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号	令和5年12月18日	札幌市交通局の定期券発売窓口においてクレジットカード決済端末を利用して納付する定期料金
2	株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5丁目1番22号	令和5年12月21日	札幌市交通局の定期券発売窓口においてクレジットカード決済端末を利用して納付する定期料金
3	株式会社ニッセンレンエスコート	札幌市中央区南2条西2丁目13番地	令和6年4月1日	札幌市交通局の地下鉄二十四軒駐車場においてクレジットカード決済端末を利用して納付する駐車場料金